

定例監査の結果（令和7年10月31日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和6年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

番号	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	県立三次看護専門学校	令和7年6月6日	令和7年5月22日	実地
2	広島港湾振興事務所	令和7年6月17日	令和7年5月29日	実地
3	県立世羅高等学校	令和7年6月10日	令和7年6月10日	実地
令和7年7月31日決定分の監査の結果を訂正するもの				
1	県立総合技術研究所保健環境センター	令和7年6月3日	令和7年5月14日	実地

4 監査執行者

令和7年6月30日までの監査執行者は、次の4人である。

小林 秀矩、山下 智之、門前 智、三田 利江子

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 県立三次看護専門学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 看護師の養成
- イ 所在地 三次市東酒屋町 10518-1
- ウ 組織体制 2 課 (総務課、教務課)
- エ 職員数 (令和 7 年 5 月 1 日現在)
- 現員 32 人 (うち暫定再任用職員数 2 人)
- 会計年度任用職員数 3 人

オ 学生の状況

課 程		全 日 制						
学科・学年等		第一看護学科				第二看護学科		
		1	2	3	計	1	2	計
総定員 (人)		60	60	60	180	20	20	40
学生数 (人)		52	44	63	159	4	9	13
充足率 (%)		86.7	73.3	105.0	88.3	20.0	45.0	32.5
進 学 就 職	大学・短大	2 人 (3.6%)				0 人 (0.0%)		
	専修・各種	2 人 (3.6%)				0 人 (0.0%)		
	就 職	50 人 (89.2%)				7 人 (100.0%)		
	その他	2 人 (3.6%)				0 人 (0.0%)		

- (注) ・「学科・学年」の学生数等は、令和 7 年 5 月 1 日現在である。
- ・「卒業生の進路状況」は、令和 6 年度卒業者 (令和 7 年 3 月末現在) である。
- ・「就職」の状況は、看護師として医療関係機関に就職した者である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

郵便切手類の管理について

郵便切手類の管理について、次のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。

ア 郵便切手類の管理について、調査日現在における郵便切手類出納簿に記載の枚数と実際の保管枚数が一致していなかった。

イ 郵便切手類出納簿について、払出しの際の決裁及び受領の押印等が行われていなかった。

根 拠	広島県物品管理規則第 41 条
-----	-----------------

2 広島港湾振興事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 広島港整備計画の推進
港湾、漁港及び海岸保全施設に関する工事の調査、設計及び実施
港湾区域、漁港区域、海岸保全区域、臨港地区、公有水面等の管理
広島ヘリポートに関する事務のうち管理及び技術的事項
- イ 所在地 広島市南区宇品海岸二丁目 23 番 53 号
- ウ 組織体制 3 課 1 班（総務課、港営課、工務課、事業調整特別班）
- エ 職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）
現員 48 人（うち暫定再任用職員数 2 人）
会計年度任用職員数 6 人
- オ 所管する港湾、漁港、海岸及びヘリポート
広島港、小用港、鹿川港、中田港、三高港、草津漁港、五日市漁港、
広島市似島海岸（地先海面を含む。）及び広島ヘリポート

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 県立世羅高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 世羅郡世羅町本郷 8 7 0
 ウ 教職員数 (令和 7 年 5 月 1 日現在)
 本務者数 43 人 (うち暫定再任用職員数 0 人)
 会計年度任用職員数 38 人

エ 生徒の状況

課 程		全 日 制											
学科・学年等		普通科				生活福祉科				農業経営科			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数 (人)		47	62	49	158	18	18	15	51	33	23	21	77
充足率 (%)		58.8	77.5	61.3	65.8	45.0	45.0	37.5	42.5	82.5	57.5	52.5	64.2
退学者 (人)		0 (0)				0 (0)				0 (0)			
休学者 (人)		0				0				1			
進 学 就 職	大学・短大	34 人 (73.9%)				6 人 (30.0%)				1 人 (8.3%)			
	専修・各種	10 人 (21.7%)				8 人 (40.0%)				4 人 (33.3%)			
	就 職	2 人 (4.3%)				6 人 (30.0%)				7 人 (58.3%)			
	その他	0 人 (0.0%)				0 人 (0.0%)				0 人 (0.0%)			

課 程		全 日 制			
学科・学年等		合 計			
		1	2	3	計
総定員 (人)		160	160	160	480
生徒数 (人)		98	103	85	286
充足率 (%)		61.3	64.4	53.1	59.6
退学者 (人)		0 (0)			
休学者 (人)		1			
進 学 就 職	大学・短大	41 人 (52.6%)			
	専修・各種	22 人 (28.2%)			
	就 職	15 人 (19.2%)			
	その他	0 人 (0.0%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 7 年 5 月 1 日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 6 年度 (令和 7 年 3 月末現在) の状況である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

1 県立総合技術研究所保健環境センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 公衆衛生の確保及び生活環境の保全、保有技術から産業技術振興のための応用技術の開発
- イ 所在地 広島市南区皆実町一丁目 6 番 29 号
- ウ 組織体制 3 部（総務企画部、保健研究部、環境研究部）
- エ 職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）
現員 37 人（うち暫定再任用職員数 2 人）
会計年度任用職員数 0 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。